

※受理年月日	令和8年2月24日
※受理番号	73-53
※備考	

変更届出書

令和8年2月24日

福岡市長 様

株式会社ミスターマックス
 代表取締役社長 平野能章
 福岡市東区松田一丁目5番7号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミスターマックス橋本ショッピングセンター
 福岡市西区橋本一丁目10番72号 他

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

小売業者	開店時刻		備考
	変更前	変更後	
株式会社ミスターマックス	午前 9時	午前 8時	A棟
株式会社ハローデイ	午前 9時	午前 9時	B棟
株式会社ゲオ	午前10時	午前10時	B棟
株式会社大賀薬局	午前 9時	午前 8時	A棟
株式会社西松屋チェーン	午前10時	午前10時	B棟
株式会社メガネトップ	午前10時	午前10時	B棟
株式会社ワッツオースリー販売	午前10時	午前10時	B棟

※ _____ アンダーラインは変更箇所を示す。

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～翌午前2時30分

(変更後) 午前7時30分～翌午前2時30分

3 変更する年月日

令和8年3月1日

4 変更する理由

営業施策のため

